社会福祉法人 優 輝 会

理念

- 利用者の基本的な人権の尊重
- ・ 利用者の社会的自立の支援・援助
- ・施設の地域社会への開放、地域福祉との連携
- ・人材の育成

方 針

- ・ 心身の機能回復を図り、社会復帰を促す。
- ・要介護者に対し、個々の持つ残存能力に配慮しつつ、安全で家庭的な温かい 福祉サービスの実施により、在宅虚弱老人及び介護者の負担を軽減する。
- 社会資源として広く地域社会へ施設機能を開放する。
- 要介護老人に対する在宅福祉の援助と指導及びショートステイを行う。
- ・ボランティア活動の育成と指導並びに地域住民との交流や家族とのふれあいに 協力する。
- ・ 職員の能力の向上と人材の育成のため、研修の機会を多く持ち各委員会活動の 活性化を図る。

社会福祉法人 優 輝 会 理事長 蒔 本 恭 特別養護老人ホーム恵珠苑 施設長 中 島 秀 司

1. 事業所名

恵珠苑 指定通所介護事業所 II (地域密着型通所介護及び第1号通所サービス事業) (指定年月日) 平成20年6月1日 (事業所番号)4270106612 (指定更新年月日)令和2年4月1日

- **2.** 所在地 長崎市田上2丁目2番7号 電話(095)828-2910
- **3. 経営主体** 社会福祉法人 優輝会 理事長 蒔 本 恭

4. 事業の目的

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切なサービスを提供することを目的とします。

5. 運営の方針

1. 利用者が、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

また、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の「心身機能」「活動」の維持向上を図り、 地域や家庭での役割づくりを支援することにより、利用者の社会参加の実現を目指します。 並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2. 地域との連携や運営の透明性を確保する為、運営推進会議を開催し、地域との結び付きを 重視し、関係市町、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを 提供する者との連携に努める

6. 事業の実施地域

長崎市内(旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町、旧琴海町を除く)

7. 事業の利用対象者

事業対象者、要支援1~要支援2、要介護1~要介護5の方が利用対象者となります。

- 8. 利用定員 10名
- 9. 営業日・営業時間

月曜日~土曜日 (提供時間) 9時00分~17時00分

(営業時間) 8時30分~17時30分

※ただし、8月15日、12月30日~翌年1月3日までは休業となります。

10. 従業者の状況

管 理 者 常勤 1名(生活相談員を兼任)

生活相談員 常勤 3名(介護職員兼任2名、管理者及び介護職員兼任1名)

介護職員 常勤 3名(生活相談員兼任2名、管理者及び生活相談員兼任1名)

機能訓練指導員 非常勤 1名

11. 従業者の勤務体制

管 理 者 8時30分~17時30分 生活相談員 8時30分~17時30分 介護職員 8時30分~17時30分 機能訓練指導員 8時00分~17時00分

12. 指定通所介護事業所の内容

(1)生活指導(相談援助等) (2)機能訓練(日常動作訓練)

(3)介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)

(4)介護方法の指導 (5)健康状態の確認 (6)送迎

(7) 給食サービス (8) 入浴サービス

13. 利用者から受領する費用の額

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に基づき、 厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額の1割もしくは2割及び3割の金額をいただきます。

その他、食事代、オムツ・パット代等は実費のご負担になります。 詳しくは、別紙をご覧ください。

14. 虐待防止のための措置

• 責任者 生活相談員 • 従業者に対し、研修を実施しています。

15. 避難訓練等の実施

火災避難、消火、通報訓練 年2回実施 地震想定避難訓練 年2回実施

16. 協力医療機関

医療法人 保善会 田上病院

17. 苦情の受付等

・ 当施設における苦情の受付(8時30分~17時30分)

苦情受付担当者 太田剛介苦情解決責任者 中島秀司

第三者委員における苦情受付

当法人監事 唐 島 清 徳 095-823-2346 当法人評議員 村 上 俊 輔 095-822-9526

・長崎市の相談・苦情窓口

長崎市介護保険課 095-829-1163 長崎県国民健康保険団体連合会 095-826-7291

地域密着型通所介護 利用料金について

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【基本料金/日】※7時間以上8時間未満・1割負担の場合

	基本料金	
	利用料金	自己負担額
要介護 1	7,635 円	764円
要介護 2	9,024 円	903円
要介護3	10,464 円	1,045 円
要介護 4	11,884円	1,189円
要介護 5	13,303円	1,331 円

【加算料金/日】※1割負担の場合

	利用料金	自己負担額
入浴加算(I)	405円	41円
入浴加算(Ⅱ)	557円	56円
個別機能訓練加算	567円	57円
(I) イ		
サービス提供体制強	182円	19円
化加算(Ⅱ)		
介護職員処遇改善加	総単位の 5.9%×	総単位の 5.9%×10.14
算(Ⅰ)	10.14	の1割
介護職員等特定処遇	総単位の 1.2%×	総単位の 1.2%×10.14
改善加算(Ⅰ)	10.14	の1割

【加算料金/月】※1 割負担の場合

1303 TA 1327 732 760 T	3771-7770	
	利用料金	自己負担額
個別機能訓練加算 (II)	202円	21 円
科学的介護推進体制 加算	405円	41円

- ※ 料金につきましては、端数調整により実際の請求金額と相違する ことがあります。
- ※ 被爆者健康手帳をお持ちの方は、自己負担額のご負担はありません。
- ※ 送迎に係る費用は、基本料金に含まれています。

- (2) 実費のご負担をいただくもの
 - ① 食事の提供に係る費用 ご利用者に提供する食事に係る費用です 料金 1日あたり 650円
 - ② 日常生活上必要となる諸費用 オムツ代 120円 パット代 20円 マスク代 10円 その他ご利用者の嗜好によるもの 実費相当額
 - ③ 事業実施地域外の送迎 通常事業の実施地域を越えるところから 実費相当額。(1km100円とし算出する。)
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書で 説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとす る。

(4) キャンセルの取り扱いについて

項目	金額
(1)ご利用日の前日夜21:00までにご連絡	無料
をいただいた場合(日・祝日問わず)	
(2) 上記の時間までに連絡がなく、利用を中止	650円
した場合	

- ※欠席の連絡は必ず恵珠苑デイサービスⅡ(電話:095-828-2910)まで お願いします。
- ※円滑なご利用に繋がるよう、ご家族のご協力もお願いいたします。

(5) 付き添い料金について

ご家族様による付き添い等の対応ができない、もしくはご連絡が取れ ない場合、取り急ぎ当方にて受診対応を行いますが、下記の通り「付き 添い料金」をご負担いただくこととなります。

病院到着後40分まで	2,000円
以降20分毎	1,000円

ただし、40分以内にご家族が対応できる場合はご負担いただきません。

第1号通所型サービス事業 利用料金について

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【基本料金/月】 ※1割負担の場合

	基本	料金
	利用料金	自己負担額
要支援 1(週 1 回程度)	18,231 円	1,824 円
要支援 2(週 2 回程度)	36,716円	3,672円

【加算料金/月】

		利用料金	自己負担額
科学的介護推進体制加算		405円	41円
サービス提供体	要支援1	730円	73円
制強化加算(Ⅱ)	要支援2	1,460円	146円
介護職員処遇改善加算		総単位の 5.9%×	総単位の 5.9%×
(I)		10.14	10.14の1割
介護職員等特定処遇改善		総単位の 1.2%×	総単位の 1.2%×
加算(Ⅰ)		10.14	10.14の1割

- ※ 料金につきましては、端数調整により実際の請求金額と相違することがあります。
- ※ 被爆者健康手帳をお持ちの方は、自己負担額のご負担はありません。
- ※ 送迎・入浴に係る費用は、基本料金に含まれています。
- ※ 事業対象者の方は、週1回利用の場合は、要支援1の自己負担額、週2回利用の場合は、要支援2の自己負担額となります。

(2) 実費のご負担をいただくもの

- ① 食事の提供に係る費用 ご利用者に提供する食事に係る費用です 料金 1日あたり 650円
- ② 日常生活上必要となる諸費用 オムツ代 120円 パット代 20円 マスク代 10円 その他ご利用者の嗜好によるもの 実費相当額
- ③ 事業実施地域外の送迎 通常事業の実施地域を越えるところから 実費相当額。(1km100円とし算出する。)
- (3) 自費サービス(第1号通所事業の追加利用分)の費用 1日あたり 2,000円

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書で 説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(5) キャンセルの取り扱いについて

項目	金額
(1)ご利用日の前日夜21:00までにご連絡を	無料
いただいた場合(日・祝日問わず)	
(2)上記の時間までに連絡がなく、利用を中止	650円
した場合	

- ※欠席の連絡は必ず恵珠苑デイサービスⅡ(電話:095-828-2910)まで お願いします。
- ※円滑なご利用に繋がるよう、ご家族のご協力もお願いいたします。

(6) 付き添い料金について

ご家族様による付き添い等の対応ができない、もしくはご連絡が取れない場合、取り急ぎ当方にて受診対応を行いますが、下記の通り「付き添い料金」をご負担いただくこととなります。

病院到着後40分まで	2,000円
以降20分毎	1,000円

ただし、40分以内にご家族が対応できる場合はご負担いただきません。

苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所名	恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ
サービスの種類	指定地域密着型通所介護事業・第1号通所型サービス事業

設置の概要

1. 利用者等からの相談又は苦情に対応する常設の窓口、担当者の設置

- (1) 事業所内に苦情・相談専用の窓口を設置するとともに、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持のため、苦情・相談室を設ける。
- (2) 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談にあたる。 なお、窓口での解決が困難な場合は、次項「円滑かつ迅速に苦情解決を行うための解決体制・手順」により苦情・相談の解決にあたる。
- (3) 苦情•相談窓口

住 所 長崎市田上2丁目2番7号

施 設 名 恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ

電話番号 (095)828-2910

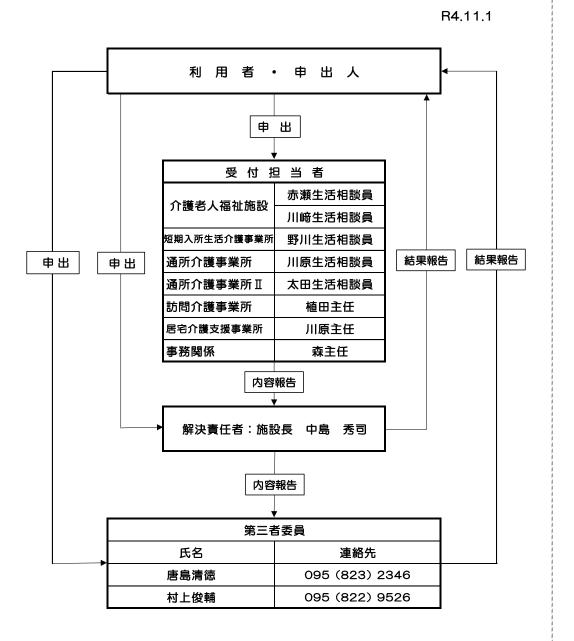
担 当 者 生活相談員 太 田 剛 介

2. 円滑かつ迅速に苦情解決を行うための解決体制・手順

サービス利用者より苦情・相談の申し立てがあった場合は、次の体制 並びに手順で解決する。

- (1) 苦情・相談の窓口担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受付け、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものは、その場で解決する。
- (2) 苦情・相談の窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- (3) 事業所内で、解決が困難な場合は、事業者があらかじめ選任した第三者の立ち会いのもと、利用者との話し合いを行い解決する。
- (4) 前号での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に管轄の行政庁への申し立てが出来る旨を伝え、速やかに当該事案の概要を行政庁に伝えその指示を受けるものとする。

社会福祉法人 優 輝 会 苦情•事故•個人情報相談解決体制図



ホームページアドレス: http://yuukikai.jp

E-mail : dei2@yuukikai.jp

個人情報の利用目的

サービス担当者会議の開催等、 業務上必要な場合にその情報を 用います。

> 社会福祉法人 優輝会 恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ 管理者 太田 剛介